

特定侵害訴訟代理業務試験の採点基準及び合格基準について

1. 採点基準

採点にあたっては、例えば事例問題 1 題あたりの満点を 100 点とする場合は、おむね次の基準を参考として、これを行うものとする。

(1)	答えが完璧にできている場合	100 点
(2)	答えが非常に良くできている場合	80
(3)	答えが良くできている場合	70
(4)	答えが普通にできている場合	60
(5)	答えがやや不十分である場合	50
(6)	答えが不十分である場合	40
(7)	答えがないか、またはあっても全く筋違いの場合	0

(注) 試問に対する応答の内容の良否の程度によって、これに多少の加減をすることが出来るものとする。

2. 合格基準

1 題の答案の得点はダブルチェックによる採点の平均点とし、2 題の答案の得点合計が、満点合計 (例えば、200 点) の 60% 以上であって、かつ満点の 50% 未満の答案がないこと。